

# 経済水道委員会 説明資料

名古屋市総合排水計画（案）  
について

平成30年12月18日  
上下水道局

# 名古屋市総合排水計画（案）について

## 目 次

|                  | 頁   |
|------------------|-----|
| 1 計画改定の背景等 ----- | 1   |
| 2 計画（案）の概要 ----- | 5   |
| 3 今後の予定-----     | 1 2 |

## 1 計画改定の背景等

### (1) 背景

| 年 月          | 内 容   |
|--------------|---|
| 昭和 54 年 6 月  | 名古屋市総合排水計画策定<br>・当面の目標として、1時間50ミリメートルの降雨に対応する河川・下水道等の整備を推進  |
| 昭和 58 年 9 月  | 台風 10 号による大雨発生<br>市内で死者 4 名、住家被害 15, 963 棟  |
| 昭和 63 年 10 月 | 名古屋市総合排水計画の一部見直し<br>・丘陵地雨水対策、雨水流出抑制を追加  |
| 平成 12 年 9 月  | 東海豪雨発生<br>市内で死者 4 名、住家被害 31, 772 棟  |
| 平成 13 年度～    | 緊急雨水整備事業に着手<br>・著しい浸水被害が集中した地域等を対象に、1時間 60 ミリメートルの降雨に対応する下水道等の整備を推進<br>(平成 20 年 8 月末豪雨等を受け、対象地域の追加等を実施) |
| 平成 19 年度～    | 河川法改正に基づく河川整備計画を策定<br>・本市が管理する一級・二級河川では 1 時間 63 ミリメートルの降雨に対応する整備を推進                                     |
| 平成 26 年 8 月  | 平成 26 年 8 月豪雨発生 (広島土砂災害)<br>全国で死者 85 名、住家被害 13, 490 棟   |
| 平成 27 年 5 月  | 水防法改正<br>・想定し得る最大規模の降雨を想定したソフト対策を推進   |

| 年　　月         | 内　　容   |
|--------------|--|
| 平成 27 年 9 月  | 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨発生<br>全国で死者 20 名、住家被害 23, 337 棟  |
| 平成 27 年 12 月 | 「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」国土交通省社会資本整備審議会答申<br>・ 「水害は施設整備によって発生を防止するもの」から、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で氾濫に備えることの必要性に言及 |
| 平成 28 年 3 月  | 名古屋市地域強靭化計画策定<br>・ 風水害を含む、強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進   |
| 平成 30 年 7 月  | 平成 30 年 7 月豪雨発生<br>全国で死者・行方不明者 232 名、<br>住家被害 52, 033 棟  |

## (2) 本市における治水施設整備の現況

- ・ 1時間 50 ミリメートルの降雨に対応する河川・下水道等の整備は概成し、同規模の降雨による浸水被害はおおむね解消
- ・ 緊急雨水整備事業は、1時間 97 ミリメートルの降雨に対して床上浸水のおおむね解消を目指し、一部地域を除き平成 30 年度末までに完了予定であり、整備が完了した地域においては、同規模の降雨による床上浸水が解消されるなど、浸水被害を軽減

(3) 本市を取り巻く治水対策の課題

| 区分       | 課題  |
|----------|---|
| 豪雨の増加    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間50ミリメートルを超える降雨の発生回数が増加</li> <li>・1時間100ミリメートルを超える降雨も発生</li> </ul>    |
| 土地利用の高度化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化の更なる進展による雨水流出量の増加</li> <li>・都市機能の一層の集積、地下空間利用の拡大による被害の深刻化</li> </ul> |
| 防災意識の変化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備による防災の限界を認識し、水害に自らが対処しようとする防災意識の向上が必要</li> </ul>                    |
| 治水施設の持続性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水施設の老朽化による改築・更新時期が集中</li> <li>・治水施設の機能を確保しながら整備を進めが必要</li> </ul>       |

(4) 改定の必要性

- ・名古屋市地域強靭化計画において、まちづくりと治水との整合を十分に図りながら治水方針を検討することを掲げた。
- ・全国的な治水行政の動向や本市を取り巻く課題を踏まえ、本市が管理する治水施設整備における全市的な目標を定めるとともに、ソフト対策を含めた総合的な治水対策の方針を示す計画として改定する必要がある。

## (5) 改定に向けた検討状況

### ア 検討経過

| 年 月      | 内 容                       |
|----------|---------------------------|
| 平成29年11月 | 名古屋市総合排水計画策定協議会           |
| 12月      | 名古屋市総合排水計画有識者懇談会          |
| 平成30年 6月 | 「大雨対策について」ネット・モニターアンケート調査 |
| 8月       | 名古屋市総合排水計画有識者懇談会          |
| 8月       | 名古屋市総合排水計画策定協議会           |
| 10月      | 名古屋市総合排水計画有識者懇談会          |

### イ 有識者懇談会での主な意見

- ・河川と下水道の連携は重要
- ・河川整備だけでなく維持管理も大切
- ・計画期間が長期のため、土地利用のあり方に踏み込んだ内容にしてもよい
- ・河川と下水道等、ハード施策の限界を示すことが必要
- ・雨水流出抑制を進める上では、市民に効果等を示していくことが必要
- ・名古屋駅周辺はリニア中央新幹線の開業もあって最も重点的に対策を進めいくべき

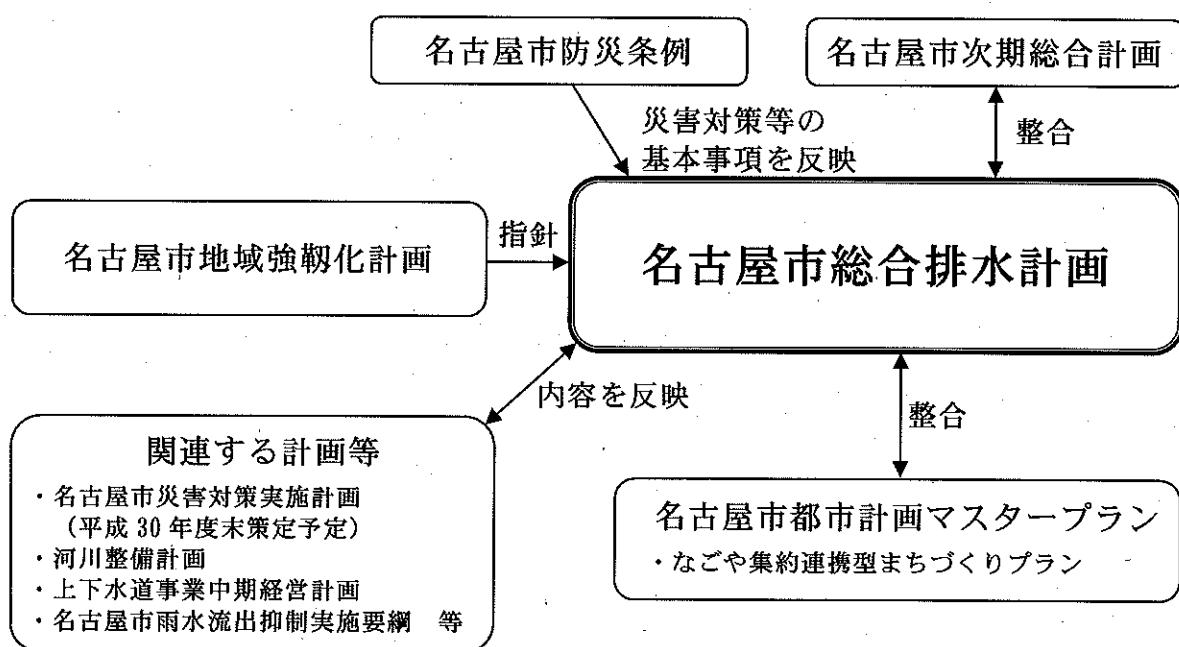
### ウ ネット・モニター調査の主な結果

- ・集中豪雨の増加や全国の浸水被害の状況について不安に感じる人は約9割
- ・河川や下水道の更なる工事を行う必要があると思う人は約8割
- ・大雨に備えて平常時に取り組んでいることは「天気予報や近隣の河川の危険水位などの情報収集先の確認」が最も多く、次いで「食料や懐中電灯などの準備」の順

## 2 計画（案）の概要

### （1）計画の位置付け

本計画は「名古屋市地域強靭化計画」を指針とし、本市の総合計画やまちづくりに関する計画等と整合を図るとともに、関連する様々な計画等と連携しながら対策を推進する。



### （2）基本理念

本計画では、「市民の命を守る」、「市民の財産を守る」、「都市機能を確保する」ことの実現に向けて、「市」が必要な治水施設整備を行うとともに、「市民・地域・事業者」の取組を支援することで、「ともにつくる 大雨に強いまちなごや」を目指す。

### (3) 計画目標

#### ア 総合的な治水対策

- ・様々な規模の降雨に対して、「自助」「共助」「公助」を組み合わせた総合的な治水対策を推進し、浸水被害を軽減する。
- ・想定し得る最大規模の降雨に対しても、市民の命を守る。

#### イ 本市が管理する治水施設整備

- ・1時間63ミリメートルの降雨に対して、浸水被害をおおむね解消する。
- ・名古屋地方気象台における過去最大の1時間雨量相当である、1時間約100ミリメートルの降雨に対して、床上浸水をおおむね解消する。

### (4) 計画期間

2019年度からおおむね30年間

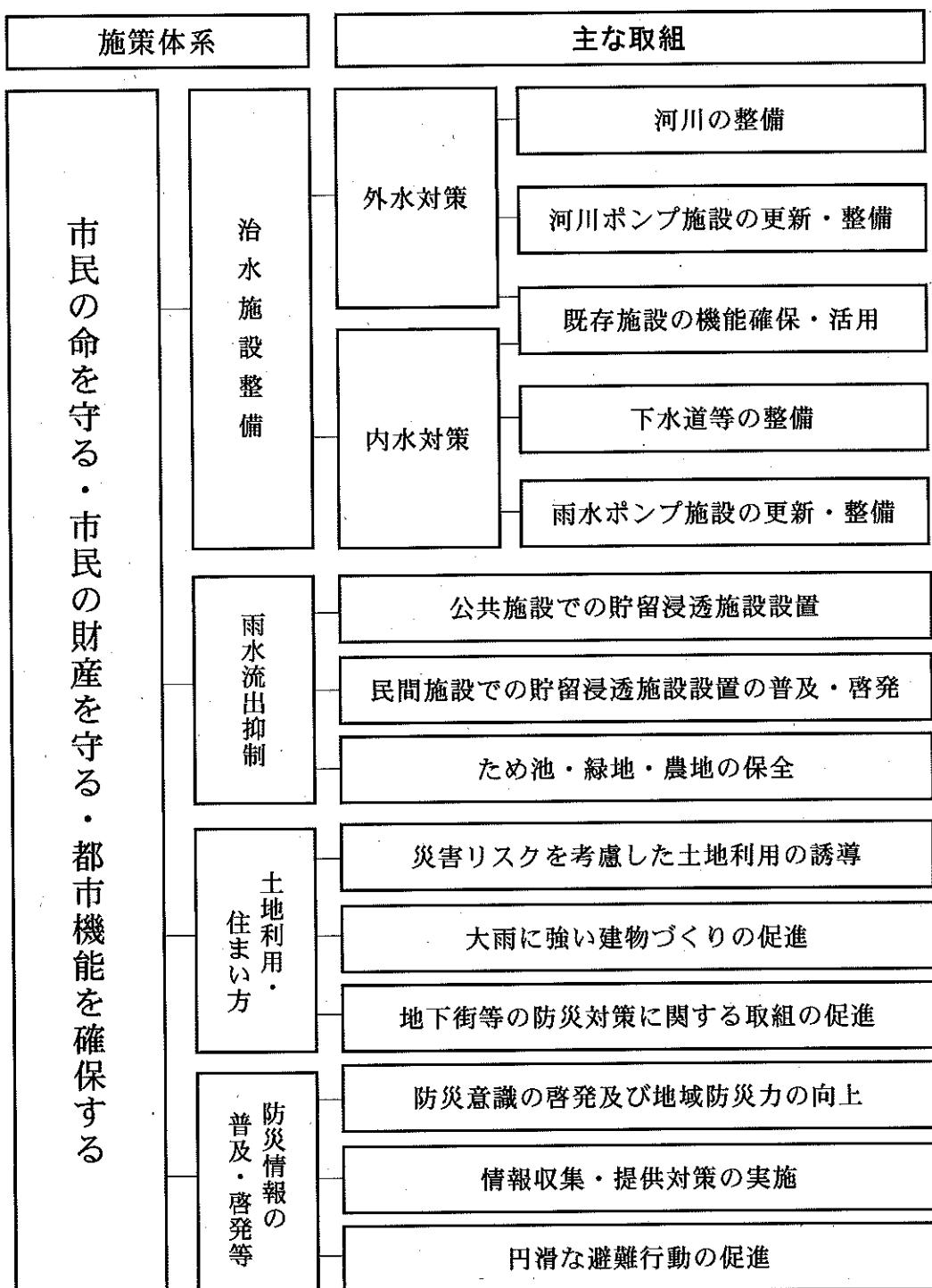
## (5) 施策体系と主な取組

### ア 施策体系

- ・「治水施設整備」、「雨水流出抑制」、「土地利用・住まい方」及び「防災情報の普及・啓発等」の4つの施策を柱とし、対策を進める。
- ・「市民・地域・事業者」と「市」、さらには河川、下水道、港湾、農業施設等の管理者が、それぞれ連携して対策を進めることで、浸水被害の軽減・解消を図る。
- ・防災情報提供による避難の促進等により、想定し得る最大規模の降雨に対しても市民の命を守る。

| 施 策         | 施策の方向性   |
|-------------|--|
| 治水施設整備      | <ul style="list-style-type: none"><li>・河川・下水道等の治水機能を最大限発揮できるよう、施設整備計画を定め、連携して対策を進める。</li><li>・既存治水施設の機能確保及び活用に努めるとともに、改築・更新にあわせた機能向上に取り組むなど、効率的かつ効果的な整備を進める。</li></ul> |
| 雨水流出抑制      | <ul style="list-style-type: none"><li>・雨水を一時的に貯留または浸透させるため、公共施設において雨水流出抑制の推進を図るとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発に努めるなど、治水安全度を高める取組を進める。</li></ul>                            |
| 土地利用・住まい方   | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民や事業者を含めた各主体によって、雨に強い建物づくりや地下空間への浸水対策を行うなど、浸水リスク等を考慮した居住や土地利用の促進を図る。</li></ul>   |
| 防災情報の普及・啓発等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・防災の基本となる「自助」「共助」の考え方に基づき防災情報の周知を図るほか、水防訓練などを通して水害リスクに対する意識を高める。</li></ul>   |

## イ 主な取組



## (6) 治水施設の整備計画

### ア 河川整備の考え方

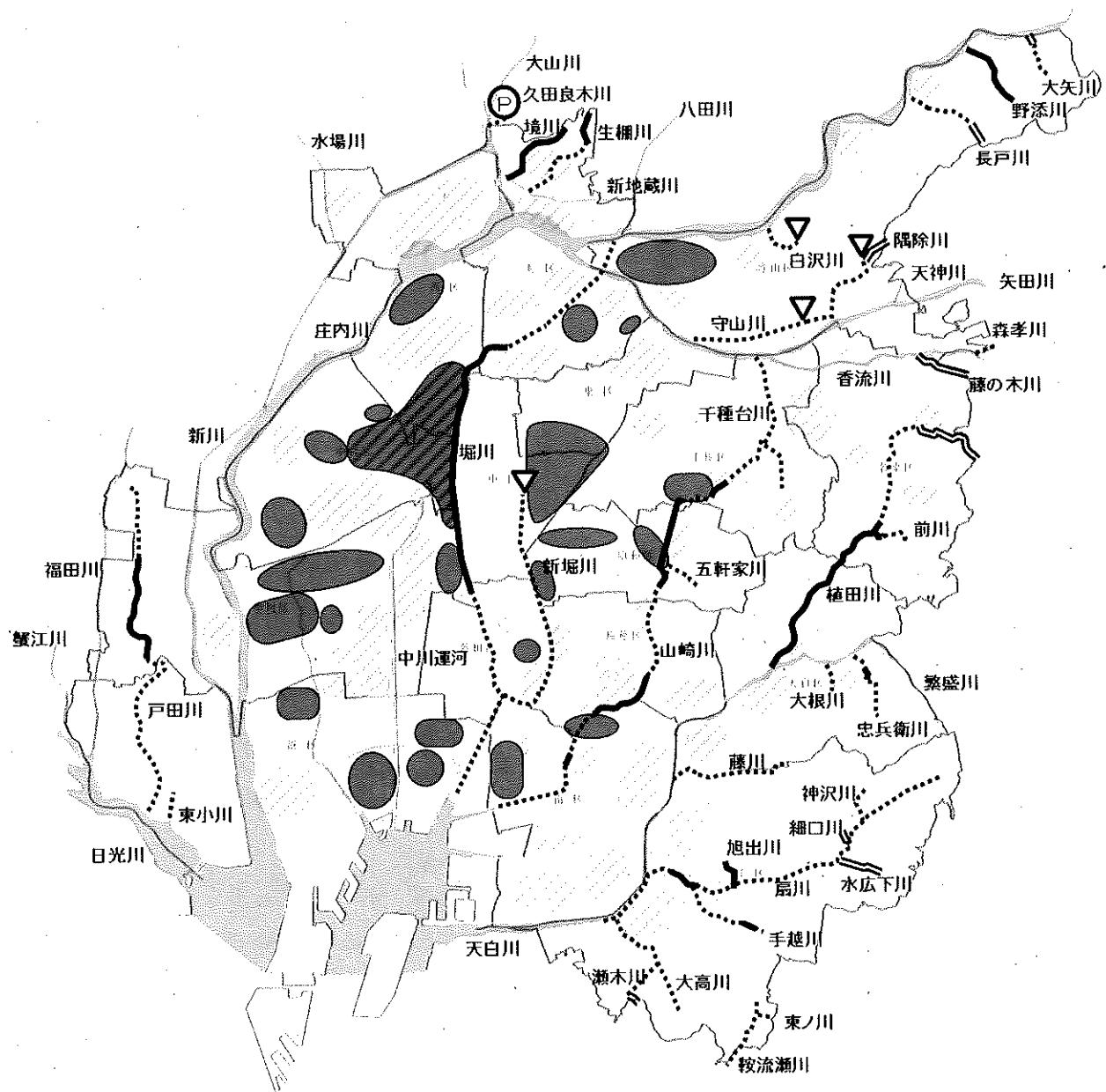
- ・洪水リスクや都市機能への影響度を考慮し、一級・二級河川を優先的に整備する。
- ・準用河川は、一級・二級河川と比べて洪水リスクや都市機能への影響度は低いが、その中でもリスクや影響度が高い河川は優先的に整備する。
- ・現状で一定の安全性を有している河川については、治水機能の確保に努めるとともに、施設の改築・更新にあわせて機能向上を図る。

### イ 下水道等整備の考え方

- ・浸水リスクが高い地域や、浸水による都市機能への影響度が高い地域に対しては、「面的整備地区」として、面的に整備を推進する。
- ・緊急雨水整備事業等の対象地域も含め、「面的整備地区」以外の地域においても、治水機能の確保に努めるとともに、必要に応じた整備を推進する。
- ・整備手法としては、雨水調整池等の既存施設を最大限活用するとともに、改築・更新にあわせた下水管や雨水ポンプの能力増強などを行う。

## ウ 整備を推進する主な施設・地域

河川及び下水道等整備の考え方に基づき、計画目標を達成するため、本市が管理する治水施設において、今後整備を推進する主な施設や地域を下図に示す。



### 凡例

#### 河川

- 優先整備河川
- その他の河川
- 整備済み河川

#### 下水道等

- ▽ 流域貯留施設整備
- 河川ポンプ増強

面的整備地区

緊急雨水整備事業等の対象地域

## 工 河川・下水道等の連携

河川整備のタイミングにあわせて雨水ポンプの能力を増強するなど、河川と下水道等が連携して事業を推進することで、効率的かつ効果的に排水能力を向上させるとともに、長時間の降雨に対しても治水安全度向上を図る。

## オ リニア中央新幹線開業に向けた集中整備

- ・河川事業としては、堀川五条橋地区の整備を集中的に進めることで、名古屋駅や栄など都心域の早期の治水安全度向上を図る。
- ・下水道事業としては、名古屋中央雨水調整池や広川ポンプ所、名駅前ポンプ所等の整備に加え、まちづくりとも連携を図りながら、これらの施設に雨水を集めるための施設整備をあわせて進めることで、整備効果を早期に最大限発揮させることを目指す。

## カ 整備費

現時点における、1時間63ミリメートルの降雨に対応する治水施設整備に要する、維持管理費を除く概算整備費を下表に示す。

| 区 分         | 金 額      |
|-------------|----------|
| 河 川         | 約970億円   |
| 下水道、排水路等（注） | 約1,730億円 |
| 計           | 約2,700億円 |

（注）機能向上に係る費用のみ計上

## キ 整備効果

- ・本計画に基づく施設整備を進めることで、推定で直接被害額等約4,000億円の被害軽減効果が期待できる。
- ・治水対策は、市民の命や暮らし、経済活動を支える土台となり、中部経済圏のさらなる発展に寄与する。

## (7) 進行管理

- ・平成30年度末策定予定の名古屋市災害対策実施計画のもと、進行を管理する。
- ・名古屋市総合排水計画策定協議会のもと、全庁的な連携や調整を図るとともに、おおむね5年ごとに本計画の点検・評価を行う。
- ・降雨の変化や水害の発生状況、国の動向等を勘案し、必要に応じて計画を見直す。

## 3 今後の予定

| 年 月        | 内 容             |
|------------|-----------------|
| 平成31年1月～2月 | パブリックコメントの実施    |
| 平成31年3月    | 「名古屋市総合排水計画」の改定 |